

土浦市立菅谷小学校 「学校いじめ防止基本方針」(平成30年3月改訂)

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの定義

- ・「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) 基本理念

- ・いじめが、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、本校では、いじめは絶対に許されないという強い認識に立つとともに、在籍するすべての児童が決していじめを行わず、また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、保護者、地域住民、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するものとする。

(3) 学校及び職員の責務

- ・学校の内外を問わず在籍するすべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民・関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めるものとする。

(4) 保護者の責務

- ・保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめをおこなうことがないように、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめに係る共通認識

- ・いじめは重大な人権侵害であるという強い認識に立つこと
- ・いじめはどの児童・学校にも起こり得るものであるという危機感をもつこと
- ・いじめは絶対に許されないという強い認識に立つこと
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
- ・学校・家庭・地域社会などすべての関係者が役割を果たし、一体となって取り組むことが必要であること
- ・いじめ問題は家庭教育のあり方に大きくかかわる問題であること
- ・いじめは気づきにくいところで行われ、発見しにくいものであるということ
- ・いじめはその行為の態様により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触することがあるということ

(2) いじめと定義される具体的な行動

- ・相手児童に肉体的・精神的苦痛を感じさせる。または、その所有物にダメージを与える。
- ・相手児童が自身の身や所有物に危害が及ぶ恐れを感じる。
- ・相手児童にとって敵対的、排除的な人的環境をつくり出す。
- ・相手児童の権利を侵害する。
- ・実質的かつ著しい教育活動の妨害、または学校の秩序を乱す。

(3) いじめ防止対策会議の設置

- ・いじめの防止や対応等を組織的に推進するため「いじめ防止対策会議」を設置する。

〈構成員〉

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任，養護教諭，特別支援コーディネーター，教育相談担当 等

〈活動〉

- ・いじめの早期発見に関すること。
（各学期に1回アンケート調査（記名式），Q-Uテストの実施，教育相談等）
- ・いじめ防止に関すること。（積極的な生徒指導，規範意識の醸成，道德教育の充実）
- ・いじめ事案に対する対応に関することや，いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する理解を深めること。（職員研修，共通理解・共通実践，組織的対応）

〈開催〉

- ・構成員を含めた全職員で週1回程度実施し情報交換・共通理解を図る。また，いじめ事案発生時は，加害児童担任・被害児童担任・家庭児童相談員等を加え緊急に開催する。
（毎週木曜日の職員終会で情報交換を実施）

（4）基本施策

ア 学校におけるいじめの未然防止 ※いじめを許さない土台づくり

- ・決していじめをしない，看過ごさない，卑怯なふるまいをしないなど，絶対に許さないという強い信念を掲げ，学校全体で組織的に取り組む。
- 道德教育の充実
 - ・道德の授業を通して，児童が人を思いやることができるよう，人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに，人権意識の高揚を図る。
 - ・道德授業の充実により，未熟な考え方や道德的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
 - ・「いじめをしない」「いじめを許さない」「思いやりをもつ」という人間性豊かな心を育てる。
 - ・児童の実態に合わせて，内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道德の授業を実施する。
 - ・児童の心が揺さぶられる教材や資料に出会わせ，人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって，自分自身の生活や行動を振り返り，いじめを抑止する。
- 体験活動の充実
 - ・児童に，他者や社会，自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合わせ生命に対する畏敬の念，感動する心，共に生きる心に自ら気付かせる。
 - ・福祉体験やボランティア体験，就業体験等，発達段階に応じた体験活動を体系的に教育活動に取り入れる。
- 縦割り班活動の実施
 - ・縦割り班活動を月2回実施し，活動の中で，お互いに協力したり協調したりすることを学習しながら，よりよく人と関わる力を身につけさせる。
- コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実
 - ・日々の授業や縦割り班活動，行事等をはじめとする学校生活のあらゆる場面において他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
- 保護者や地域の方への働きかけ
 - ・授業参観・保護者懇談会や学校・学年だより等を通して，いじめ防止対策や対応についての理解を得る。
 - ・PTAの各種会議や保護者会等で，いじめの実態や指導方針などの情報を提供し，意見交換する場を設定する。

イ いじめの早期発見のための措置 ※児童のサインを見逃さない小さな変化への気付き

- 日々の観察
 - ・教職員が生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ，早期発見に努める。
 - ・休み時間や昼休み，放課後の雑談等の機会に，児童の様子に目を配り，「児童がいるところには，先生がいる」ことを目指す。
- 観察の視点
 - ・児童の成長の発達段階を考慮し，丁寧で継続した対応（話を聴く）を実施する。
 - ・担任を中心に教職員は，児童が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。

(関係の構図化)

- ・気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復・改善にあたる。

○ 日記や自主学習ノートの活用

- ・ノート指導を通して、担任と個々の児童の連絡を密に取り、信頼関係を深める。
- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

○ 教育相談（学校カウンセリング）の実施

- ・每学期教育相談期間を設け、個々の悩みを理解し、傾聴の姿勢で進めることで児童との信頼関係を深める。また、必要であれば随時教育相談を行う。
- ・教職員は声かけ等に心がけ、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。

○ 実態調査アンケート（生活アンケートに盛り込む）

- ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識したうえで学期に1回定期的の実施し、必要に応じて臨時的に実施する。
- ・記名、無記名、持ち帰り等、児童の実情に応じた方法に配慮する。
- ・Q-Uテストを実施し、教育相談に生かす。

ウ いじめへの早期対応 ※問題の実態把握と迅速なチーム対応

○ 正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの児童から、個々に聴き取り、必ず記録する。
- ・関係教職員との情報を共有し、事実を正確に把握する。

○ 指導体制、方針決定

- ・いじめ防止対策会議で検討し、その内容をもとに教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会や関係機関との連絡調整をする。

○ 児童への指導・支援

- ・いじめられた児童の保護、心配や不安を軽減するように努める。
- ・いじめた児童に対しては、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分しながら、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識をもたせる。

エ インターネットによるいじめへの対応

- ・インターネットでの発信による危険性を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、各学年の成長に合わせた情報モラルに関する指導力の向上に努める。
- ・ネット上のいじめの未然防止のため、児童の所有するパソコンや携帯電話、スマートフォン等を管理する保護者と連携した取り組みを行う。
- ・ネット上のいじめを発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速に対応するとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門機関と連携を図りながら対応していく。

オ 重大事態への対処

- ・生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。
- ①重大事案が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ②土浦市教育委員会と協議のうえ、当該事案に対処する特別な組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

カ 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠さず、いじめの事態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。
- ①いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ②いじめの再発を防止するための取組に関すること。